

図 I-7 現地調査地点 (その1)

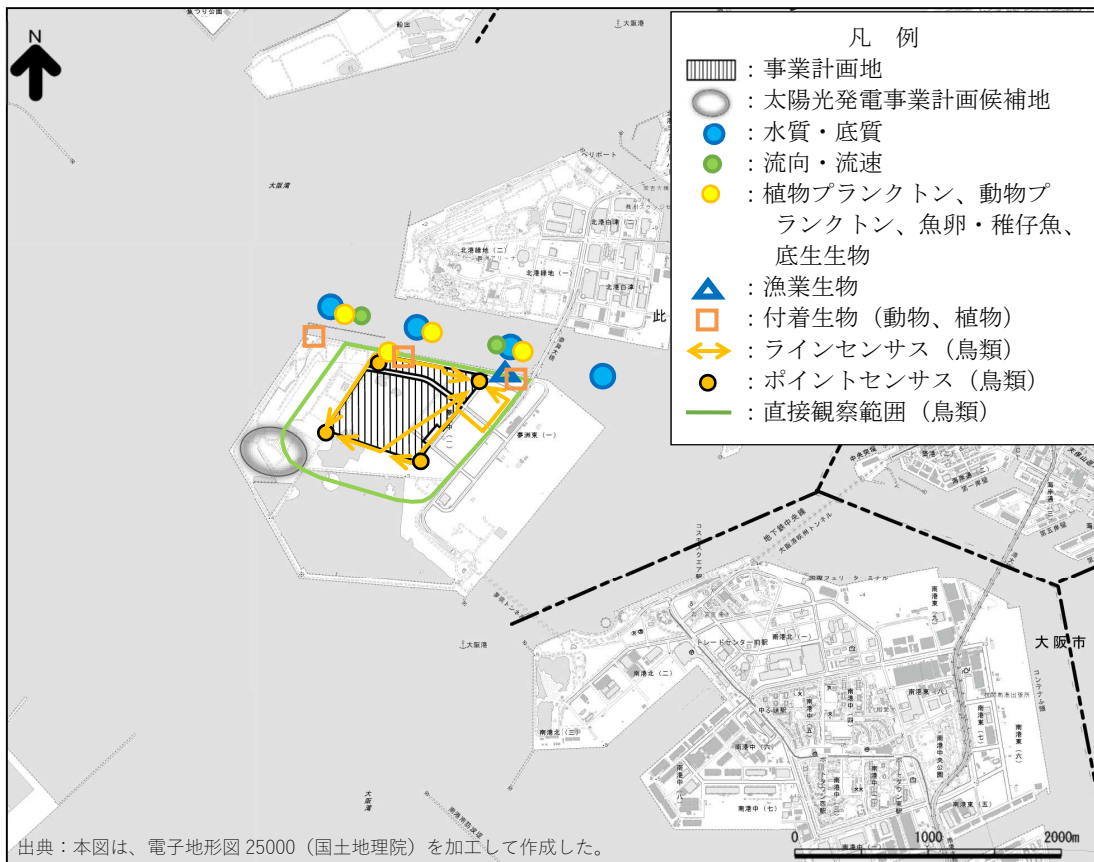


図 I-8 現地調査地点 (その2)

## (2) 予測方法

予測する項目、方法、対象地域及び対象時期は、表 I-13~16 のとおりとしている。

表 I-13 予測手法の内容（工事中）（その1）

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（ブルーム・パフモデル）による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事関連車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（ブルーム・パフモデル）による数値計算	工事関連車両の走行ルート	工事最盛期
	工事関連船舶の運航	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（ブルーム・パフモデル）による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
水質	土地の改変	化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)全リン(T-P)、溶存酸素(DO)、浮遊物質(SS)水素イオン濃度(pH)	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事最盛期
土壌	土地の改変	特定有害物質の状況	既存資料調査結果、事業計画の内容等による推定	事業計画地周辺	工事中
底質	土地の改変	化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)全リン(T-P)	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事最盛期
騒音	建設機械の稼働	騒音レベルの90%レンジ上端値	日本音響学会式(ASJModel-2007)による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事関連車両の走行	等価騒音レベル	日本音響学会式(ASJModel-2018)による数値計算	工事関連車両の走行ルート	工事最盛期
振動	建設機械の稼働	振動レベルの80%レンジ上端値	振動伝搬理論計算式による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事関連車両の走行	振動レベルの80%レンジ上端値	土木研究所提案式による数値計算	工事関連車両の走行ルート	工事最盛期
廃棄物・残土	土地の改変	廃棄物・残土の発存量、有効利用等	事業計画の内容等による推計	事業計画地	工事中

表 I-14 予測手法の内容（工事中）（その2）

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地 域	予測対象時 期
動物	陸域動物	建設機械の稼働、土地の改変	鳥類の生息環境の改変の程度	事業計画地周辺	工事中
	海域動物	土地の改変	海域動物の生息環境の改変の程度	事業計画地周辺の海域	工事中
植物	海域植物	土地の改変	海域植物の生育環境の改変の程度	事業計画地周辺の海域	工事中
生態系	海域生態系	土地の改変	海域動植物の生息環境の改変の程度	事業計画地周辺及び周辺の海域	工事中
自然とのふれあい活動の場		土地の改変	野外リクリエーション施設等の改変の程度、車両の走行による利用者への影響の程度	事業計画地周辺	工事最盛期

表 I-15 予測手法の内容（供用時：施設の存在／施設の利用）（その1）

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地 域	予測対象時 期
大気質	施設関連車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（ブルーム・パフモデル）による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
	船舶の運航	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（ブルーム・パフモデル）による数値計算	船舶運航ルート周辺	施設利用時
	発電その他施設の利用	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式（ブルーム・パフモデル）による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
水 質	排水・海水熱利用	水温	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	施設利用時
底 質	排水・海水熱利用	化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	施設利用時
騒 音	施設関連車両の走行	等価騒音レベル	日本音響学会式（ASJModel-2018）による数値計算	施設関連車両の走行ルート	施設利用時
	発電その他施設の利用	等価騒音レベル 騒音レベルの90%レンジ上端値	騒音伝搬計算式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
振 動	施設関連車両の走行	振動レベルの80%レンジ上端値	土木研究所提案式による数値計算	施設関連車両の走行ルート	施設利用時
低周波音	発電その他施設の利用	G特性音圧レベル	距離減衰式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
電 波 害	高層建築物等の存在	遮蔽障害及び反射障害が及ぶ範囲	理論式による電波の遮蔽・反射の推計による方法	事業計画地	施設利用時
廃棄物	発電その他施設の利用	廃棄物の種類、発生量、リサイクル量	事業計画の内容、類似事例等による推定	事業計画地	施設利用時
地 球 環 境	施設の供用	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量	原単位法による推計	事業計画地	施設利用時
気 象	高層建築物等の存在	風向風速の変化	風洞実験による推計	事業計画地	施設利用時

表 I-16 予測手法の内容（供用時：施設の存在／施設の利用）（その2）

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期	
動物	陸域動物	係留施設の存在 高層建築物等の存在	鳥類の生息環境の 改変の程度	事業計画の内容、現 地調査結果等を基 に推定	事業計画地 周辺	施設利用時
	海域動物	排水・海水 熱利用	海域動物の生息環 境の改変の程度	事業計画の内容、水 質・底質の現地調査 結果及び水質予測 結果等を基に推定	事業計画地 周辺の海域	施設利用時
植物	海域 植物	係留施設の 存在	海域植物の生育環 境の改変の程度	事業計画の内容、水 質・底質の現地調査 結果及び水質予測 結果等を基に推定	事業計画地 周辺の海域	施設利用時
		排水・海水 熱利用				
生態系	海域 生態系	係留施設の 存在	生態系に対する影 響の程度	事業計画の内容、動 物、植物の予測結 果等を基に推定	事業計画地 周辺及び周 辺の海域	施設利用時
		排水・海水 熱利用				
景観		係留施設の 存在	代表地点からの眺 望の変化の程度	フォトモンター ジュの作成による方 法	事業計画地 周辺	施設利用時
		高層建築物 等の存在				
自然とのふれあ い活動の場		施設関連車 両の走行	車両の走行による 利用者への影響の 程度	事業計画の内容等 による推定	事業計画地 周辺	施設利用時

## (3) 評価方法

環境影響の予測結果については、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、環境影響項目ごとに環境保全目標を設定し評価するとしている。

評価の観点とは、表 I-17～18 に示すとおりとしている。

表 I-17 評価の観点（その1）

項目	評価の観点
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準等に適合すること。</li> <li>大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
水質・底質	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排水基準、総量規制基準等に適合すること。</li> <li>瀬戸内海環境保全特別措置法に定められた許可基準に適合すること。</li> <li>窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る削減指導方針（平成8年7月24日大阪府告示第1244号）に基づく水質管理値に適合すること。</li> <li>事業により底質の汚染を進行させないこと。</li> <li>大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
土壌	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>土壌汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき適切な措置が講じられていること。</li> <li>事業により、土壌汚染を発生・進行させないこと。</li> <li>大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>

表 I-18 評価の観点（その2）

項 目	評価の観点
騒 音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>・ 騒音規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。</li> <li>・ 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
振 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 振動規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。</li> <li>・ 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
低周波音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
電波障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 電波受信の障害が生じると予測される場合は、適切に電波受信の障害対策に配慮されていること。</li> </ul>
廃棄物・残土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 廃棄物等の発生量が抑制され、発生する廃棄物等が適正に処理されていること。</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準等に適合すること。</li> <li>・ 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 温室効果ガスやオゾン層破壊物質の排出抑制に配慮されていること。</li> <li>・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置が講じられていること。</li> <li>・ 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
気 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 事業計画地及び周辺地域において、風況に著しい変化を起ささないよう配慮されていること。</li> </ul>
動 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>・ 事業計画地周辺における鳥類、海域動物の生育・生息環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> <li>・ 事業計画地周辺における鳥類、海域動物の生育・生息環境の創出に配慮していること。</li> </ul>
植 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>・ 事業計画地周辺における海域植物の生育環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> <li>・ 事業計画地周辺における海域植物の生育環境の創出に配慮していること。</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・ 法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>・ 事業計画地周辺海域の生態系に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>
景 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魅力ある都市景観の形成及び周辺都市景観との調和に配慮していること。</li> <li>・ 大阪市景観計画、その他景観法及び大阪市都市景観条例等に基づく計画又は施策等の推進に支障がないこと。</li> </ul>
自然とのふれあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふれあい活動の場の改変等に対して、適切な配慮がなされていること。</li> <li>・ ふれあい活動の場に対する影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> </ul>

## II 検討内容

当委員会では、事業者から提出された「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）について、専門的・技術的な立場から検討を行い、事業者が環境影響評価を実施するにあたり、配慮すべき事項を次のとおり取りまとめた。

### 1 全般事項

#### (1) 方法書に対する意見書について

- ・ 本方法書に対して住民等から 28 通の意見書が提出されており、当委員会ではこの内容を勘案し、審議検討を行った。
- ・ 意見書の概要については、「III 方法書に対して提出された意見書の概要」に示すとおりである。

#### (2) 事業計画について

- ・ 本事業は未来社会の実験場という大阪・関西万博のコンセプトを継承し、SDGs の達成に貢献するサステナブルな IR をめざしていることから、事業計画の検討にあたっては、環境影響評価技術指針に則ることはもとより、万博で実施される革新的で持続可能な取組を参考に 2030 年の SDGs 達成にとどまらず、その先の社会を見据えた具体的な取組内容を明らかにする必要がある。

#### (3) 複合的な影響について

- ・ 事業計画地である夢洲では、本事業の他、複数の事業が計画されていることから、これらの事業との複合的な影響の考え方について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 1-1〕

#### 夢洲内において実施される他事業との複合的な影響の考え方について

夢洲においてスケジュールが判明している他事業の状況は下表に示すとおりです。本事業の工事中（2023～2029年度）における主な他事業は、万博の工事・開催・撤去工事（2022年度10月頃～2026年度末）、鉄道事業（南ルート）のインフラ部、街づくり開発（2025年度9月頃～2027年度末）が計画されています。また、液状化対策工事、地中障害物撤去工事が計画されています（なお、当該工事の詳細等については検討中とされています）。

本事業の建設工事に伴う環境影響の予測については、住居等における環境影響が重なり合うことが想定される工事関連車両の走行等に伴う大気質、騒音、振動を対象とし、現況をバックグラウンドとした対象事業に伴う環境影響の予測に加え、対象事業以外の環境負荷を含めた複合影響の予測を行います。

具体的には、鉄道整備事業、万博事業について、大阪市都市計画都市高速鉄道北港テクノポート線環境影響評価書、2025年日本国際博覧会環境影響評価準備書に示されている各事業の工事関連車両の走行等に伴う大気質、騒音、振動の予測条件・結果を踏まえ、複合影響の予測に用いるバックグラウンドを設定することを基本とします。